

産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府大阪市住之江区新北島三丁目6番45号
氏名 木材開発株式会社
代表取締役 谷 正剛

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治

許可の年月日 平成27年7月21日

許可の有効年月日 平成34年7月20日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 木くず, イ 繊維くず (廃畳に限る。)

(これらのうち, 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

3 許可の条件

産業廃棄物の処理に当たっては, 騒音に係る規制基準を遵守し, 周辺環境の保全に万全を期すこと。

4 許可の更新又は変更の状況

平成14年5月7日 新規許可

平成27年7月21日 更新許可 (優良認定)

平成28年7月15日 変更届 (本店住所の変更)

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

存・無

以下余白

許可証別紙

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破碎施設 (施行令第7条第8号の2) (平成16年3月25日, 第15-5-2-135号)	木くず 360 t/日 (20t/時×18時間) (平成16年4月26日) 繊維くず 40.1t/日 (2.23t/時×18時間) (平成21年3月10日)	1	千葉県市川市 本行徳 2554番13
木くずの保管場	581m ² 2,079m ³	1	
繊維くずの保管場	24m ² 60m ³	1	
残さ物の保管場	15m ² 25m ³	1	
処理後物(木くず及び繊維くず)の保管場	49m ² 440m ³	1	
処理後物(木くず及び繊維くず)の保管場	47m ² 426m ³	1	
処理後物(木くず及び繊維くず)の保管場	39m ² 355m ³	1	
木粉の保管場	13m ² 108m ³	1	
残さ物(鉄くず)の保管場	3.6m ² 2.5m ³	1	
残さ物(鉄くず)の保管場	10m ² 7.5m ³	1	

以下余白

